別表九を同表十とし、同表八㈠の項㈱欄中「作動状況」を「作動の状況」に、「絶縁抵抗計により」を「絶縁抵抗値を」に、「接地抵抗計により」を「接地抵抗値を」に改め、同㈢の項㈱欄及び㈣の項㈱欄中「接地抵抗計により」を「接地抵抗値を」に改め、同㈤の項㈱欄中「絶縁抵抗計により」を「絶縁抵抗値を」に改め、同㈥の項㈱欄中「電圧計により」を削り、「ノギス等により」を「給電線及び集電子の摩耗を」に改め、同項㈡欄中「摩耗量」を「摩耗」に、「集電器」を「集電子」に、「パーセント。」を「パーセント」に改め、同㈦の項㈱欄及び同㈥の項㈱欄中「作動状況」を「作動の状況」に改め、同表八を同表九とし、同表七を削り、同表六㈡の項を次のように改める。

㈡	客席部取付装置	客席部取付装置の取付台の劣化及び損傷の状況	損傷を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又は破損があること。	
		客席部取付装置の回転軸部の給油の状況	目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。	
		客席部分を吊る丸鋼、リンク、チェーン等の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付部に緩みがあること。	
		客席部分を吊る丸鋼、リンク、チェーン等の径の状況	最も摩耗の進んだ部分の直径及び摩耗していない部分の直径を測定する。	イ　最も摩耗の進んだ部分の直径が摩耗していない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。	ロ　最も摩耗の進んだ部分の直径が摩耗していない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。
		客席部分を吊るワイヤロープの径の状況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合に、ワイヤーロープが綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径をそれぞれ測定する。	イ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。	ロ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。

客席部分を吊るワイヤロープの素線切れの状況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合に、ワイヤーロープが綱車にかかる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分について目視により確認する。	イ　遊戯施設素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。			
		ロ　遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。	主索の摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。		
客席部分を吊るワイヤロープの摩耗粉の状況	全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。				
客席部分を吊るワイヤロープの損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。			
客席部分を吊るワイヤロープの張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　各ワイヤロープ端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ　ワイヤロープを揺らし、その振幅を確認する。 ハ　触診によりワイヤロープの張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。			
客席部分を吊るワイヤロープ端部の止め金具及びその取付部の状況	目視により確認する。	止め金具及びその取付部に損傷があること。			
綱車の配列の状況	目視により確認する。	ワイヤーロープが外れないよう綱車が配列されていないこと。			
綱車の劣化及び損傷の状況	綱車のき裂及び摩耗を目視により確認するとともに運転時に滑りの有無を確認する。	欠損、き裂又は溝部に著しい摩耗があること又はワイヤロープとの間で滑りがあること。			